

山中湖村旅割事業者向け FAQ

【宿泊割について】

○山中湖村旅割事業と合宿支援事業は両方申請できるか？

→両方には申請できません。給付枠の関係上、どちらかをお選びいただきます。

○山中湖村旅割事業では合宿や団体旅行は受けられるか？

→受けられます。但し各施設の給付枠がございますのでご注意ください。

○対象の地域について。どの地域も対象か？

→対象です。日本全国すべての都道府県民が対象になります。外国に住所を持つ方や訪日外国人旅行者の方もご利用いただけます。

○補助金増額申請はできますか？

→今年度は、増額の予定はございません。

○クーポンはいつもらえるのか？

→申請受理された施設様から順次受け取りをお願いしています。受け取ったクーポンの裏面には、お客様に渡す前に施設様のスタンプを押印して下さい。

○申請書の提出期限はあるのか？

→申請に期限はありませんが、事業を始められる場合はお早めに手続きをお願いします。

○提出方法について

→メールもしくは持ち込みでも可能です。

○給付枠について、1施設当たり設定されているとの事だが、代表者が同じで屋号が違う施設を複数持っている場合、施設数分枠をもらえるのか？

→基本的にはなりません。ただし、同じ代表者でも施設ごとに納税しているのであれば、給付枠もそれに合わせて変わります。1納税施設ごとに枠が設定されるという考え方になります。

○一棟貸コテージなどの場合、対象となる金額はどうなるのか？

→合計額から人数を割った金額が 5000 円以上であれば対象。

例) 30,000 円のコテージに 6 人で宿泊の場合→対象(一人当たり 5000 円を超えるため)

30,000 円のコテージに 7 人で宿泊の場合→**対象外**(一人当たり 5000 円を下回るため)

○宿泊人数に制限はあるのか？

→特にありません。10 人以上でも条件を満たしていれば対象となります。

○連泊は何泊まで可能か

→可能です。連泊を対象にするか、1泊のみを対象にするかはお宿ごとで設定してください。

○宿泊施設で配ったクーポンは、宿泊の際の飲食代等に利用できるか？

→利用できません。ただし、泊りのお客様ではなく、一般のお客様が利用出来る店舗の場合、クーポン利用店舗登録をしていただき、ご利用いただけます。

・月次報告について

① 月末から月をまたいで宿泊するお客様について、どちらの月で報告すれば良いか？

→チェックインした月で報告して下さい。

例)10月31日チェックイン、11月1日チェックアウトの場合、10月の月次報告にて報告。

② 様式8号にはお客様に渡したクーポン番号を記入する必要があるか？

→必要ありません。また、最新の報告書類については(一社)山中湖観光協会のHPからダウンロードいただけます。ご確認ください。

③ 実績ゼロでも報告が必要か？

→必要です。その場合は、様式7号に実績ゼロとご記入の上、提出して下さい。

山中湖村旅割事業者向け FAQ

【クーポンについて】

○クーポンで使えるもの使えないものはあるのか？

→使えないものがあります。タバコ、金券、金融商品、切手等、税金等。詳しくは要綱をご確認下さい。

○クーポンの種類は1種類か？

→山中湖村旅割事業クーポンは 1000 円クーポンのみです。また 1000 円に満たない場合お釣りは出ません。現金化もできません。また、他のクーポンとお間違えのないようにお願いいたします。

○クーポンはどこで使えるのか？

→山中湖村内の利用登録施設にて使用できます。現在利用店舗を募集中です。登録店舗は随時更新し、観光協会のホームページや、クーポン裏の QR コードにて確認いただけるようになっています。

○代表者について、本社が東京などの場合、本社の代表者名が必要か？

→必要ありません。店舗(現住所)の代表者名で結構です。

○宿泊施設で配ったクーポンは、宿泊の際の飲食代等に利用できるか？

→利用できません。ただし宿泊のお客様ではなく一般のお客様が利用出来る店舗の場合、利用店舗登録をしていただければご利用いただけます。

○利用がなかった月も報告するのか？

→報告は利用の有無に関わらず行って下さい。その場合、クーポン様式第2号にて利用額 0 円で報告をして下さい。